年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和８年 10 月 14 日答申分

〇答申の概要

（１）年金記録の訂正の必要があるとするもの　　０件

（２）年金記録の訂正を不要としたもの　　２件

国 民 年 金 関 係　　２件

厚生局受付番号　：　九州（受）第 2600082 号
厚生局事案番号　：　九州（国）第 2600007 号

第１　結論

昭和 61 年＊月から平成４年６月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 41 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　昭和 61 年＊月から平成４年６月まで

平成３年に税務署の調査が入り、仕事上の経理処理について指摘を受けた。その際、未納だった国民年金保険料について、Ａ市役所の窓口で相談して、平成４年７月から１万円ずつ分割で支払うことになった。

年金記録では、請求期間の国民年金保険料を納付した記録がないので、保険料納付済期間に訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料をＡ市役所の窓口で相談し、平成４年７月から１万円ずつ分割納付していた旨主張しているが、Ａ市は、請求者の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況を確認できる資料は、社会保険庁へ移管済のため当時の書類は保管していない旨及び請求者が主張する分割納付をすることはできなかった旨回答している。

また、オンライン記録によると、請求者が所持する年金手帳の国民年金の記号番号（現在は、基礎年金番号（＊））は、請求者がＡ市役所で国民年金の加入手続をした際（年金手帳の発行日：平成４年６月 15 日）に払い出され、その後、請求者が 20 歳となった昭和 61 年＊月＊日に遡って国民年金被保険者資格を取得し、平成４年７月 28 日に資格取得の処理が行われていることが確認できるところ、当該処理日時点において、請求期間のうち、昭和 61 年＊月から平成２年５月までの期間については、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が還付された記録はなく、日本年金機構は、請求者の国民年金の記号番号（＊）以外に請求者に対して払い出された事実は確認できない旨回答しており、当局においても、社会保険オンラインシステムにより、請求者の氏名を複数の読み方で検索したが、請求者に対し別の番号が払い出された形跡はないことから、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付記録が別の番号により管理されていた事情はうかがえない。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号　：　九州（受）第2600090号
厚生局事案番号　：　九州（国）第2600006号

第１　結論

請求期間①から⑥までについては、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生年月日　：　昭和36年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請求期間　：　①　昭和58年１月１日から同年６月８日まで
②　昭和58年８月25日から同年11月21日まで
③　昭和59年４月１日から昭和61年２月17日まで
④　昭和61年９月１日から昭和63年10月11日まで
⑤　昭和63年10月30日から平成元年３月２日まで
⑥　平成２年１月30日から同年11月21日まで

私が失業中に、母が国民年金保険料を納付した。しかしながら、請求期間の国民年金保険料を納付した記録がないので、請求期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第３　判断の理由

年金制度共通の番号として基礎年金番号が導入された平成９年１月より前に国民年金の加入手続が行われた際は、年金記録を管理するために加入者に国民年金の記号番号が払い出されることとされていた。

一方、請求者が提出した年金手帳の写しによると、厚生年金保険の記号番号（現在は、基礎年金番号（＊））及び厚生年金保険の「初めて被保険者となった日」は昭和55年６月１日との記載は確認できるが、国民年金の記号番号及び国民年金の記録の欄に記載はなく、オンライン記録においても請求者の国民年金に係る被保険者記録は確認できない。

また、日本年金機構は、請求者に国民年金の記号番号が払い出された事実は確認できない旨回答しており、請求者が請求期間①から⑥まで（以下「請求期間」という。）の住所地であったとするＡ県Ｂ市（請求期間当時は、Ａ県Ｃ町）は、国民年金の記号番号に係る資料について、保管期限（５年）を経過したため保管していない旨回答している上、当局においても、社会保険オンラインシステムにより請求者の氏名を複数の読み方で検索したが、請求者に対して国民年金の記号番号が払い出された形跡もないことから、請求者が請求期間において国民年金に加入していた事実はうかがえず、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付について、請求者は直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る国民年金の具体的な加入手続及び保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、請求者及び請求者の母親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されてい

たことをうかがわせる事情も見当たらない。

　これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。